

震災津波関連資料の収集・活用等に係るガイドライン(概要版)

第1章 定義並びに収集・活用等の必要性及び現状

(ガイドライン P3~)

1節 震災津波関連資料の定義

岩手県における震災津波関連資料とは、アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物、遺構）を指す。

2節 収集・活用等の必要性

- 東日本大震災津波による震災津波関連資料は、今回の未曾有の大災害を後世に伝えていくための貴重な歴史的資料で、情報発信を行う上でも重要。
- 一方、各地域に残っている資料の散逸が進む中で、これらの資料を早急に収集し、適切に整理・保存・活用する仕組みづくりが求められている。

3節 収集・活用等の現状

自治体ごとに多少の差異があるものの、ある程度進んでいる状況。（一部の市町村や民間等がデジタルアーカイブを構築）

第2章 収集・活用等の課題及び対応の方向性

(ガイドライン P11~)

収集・活用等における課題とその方向性について、以下の5つを提起。

1 収集・活用等の目的の明確化

以下の3つの観点に立った収集・活用を進める。

ア 防災 イ 教育 ウ 交流人口

2 手順の標準化及び資料データの共有化

- ①収集・活用等に係るガイドラインの作成
- ②デジタルアーカイブの構築

3 震災津波伝承施設の設置

- ①県内沿岸地域全体の被災・復興状況を伝承する施設の設置
- ②震災津波伝承施設など関連施設間の相互連携

4 資料に係る関係機関との連携

- ①報道機関等からの資料収集
- ②支援団体(NPO・NGO等)や大学等との連携した情報発信

5 目的や必要性に関する普及啓発

防災教育や伝承活動などの取組を紹介する講演会や研修会、ワークショップ等を開催

第3章 収集・活用等の体制

(ガイドライン P17~)

○県の推進体制

- ・有識者会議の設置による取組の推進
- ・全庁的な取組の推進

○市町村や関係機関との連携

- ・県・市町村連絡会議の設置による市町村との一体的な取組の推進
- ・NPOや地域団体等との連携による取組の推進

○本ガイドラインのもと、計画的な取組を推進

第4章 収集・活用等プロセス

各プロセスの方針等

2節 事業計画策定 (ガイドライン P23~)

- 事業目的や方針、実施体制、スケジュール等を盛り込んだ事業計画を策定
- 関連機関や外部機関に事業計画を示し、理解や協力を依頼
- 事前ヒアリングやアンケートを行うことで計画の参考にする

3節 所在調査 (ガイドライン P24~)

- 所在調査は、収集・活用等を進めるための基礎資料
- 所在情報は、今後の震災津波関連の調査研究などにとって貴重な情報源
- 収集先ごとに保有する資料名や種別、量、保管先及び権利処理状況等を調査・把握

4節 権利処理 (ガイドライン P26~)

- 権利処理とは、当該権利を保有している相手方から使用の許諾を得る、もしくは当該権利そのものを譲り受ける行為
- 権利処理の方針の3つの柱
 - ①権利者からの使用許諾の取得手続き
 - ②資料の公開の考え方をまとめたポリシー(公開基準)の策定
 - ③公開された資料を二次利用する利用者に対する利用規約の策定

5節 収集 (ガイドライン P37~)

- 収集作業は、予算や人的資源に限られる中、効果的、効率的に進める必要あり
- 収集対象は出来る限り明確に、収集先、期間区分(時間軸)、収集範囲を定める
 - ①収集先：外部機関を含めるが、県及び市町村が保有する資料を先行収集
 - ②時間軸：震災以前からH30年度の期間を目安に、重点的に収集
 - ③収集範囲：
 - 県・沿岸市町村：地域防災計画、復興計画に位置付けられた事業や取組等
 - 内陸市町村：地震被害及び後方支援に関連する事業や取組等
 - 関係機関：撮影・作成等を行った資料

6節 整理・分類 (ガイドライン P45~)

- 資料のもつ情報を的確に入手し、分類項目に記録し、保管されている資料に関する情報を効果的に検索するための重要な作業
- 「教育」「防災」「交流人口」の3つの活用目的と、ウェブサイトによる情報発信、震災津波伝承施設での展示などに活用できるように資料を整理・分類
- 記録すべき情報項目を網羅した整理分類表を作成、一元的に管理

7節 保存 (ガイドライン P50~)

- 今後の活用も見据え、長期保存が可能となるよう種別毎の保存について検討する
 - ア 資料のデジタル化を推進し、コンテンツの保存管理機能(データストレージ)を有するデジタルアーカイブを構築
 - イ 行政文書(紙媒体)は、当面、各公所で保存管理。今後、保管場所を検討
 - ウ 図書館や博物館等の関係機関と役割分担し、適切に保存管理
 - エ 資料の散逸を防止し、適切に保存するように市町村に対する働きかけ

8節 活用 (ガイドライン P54~)

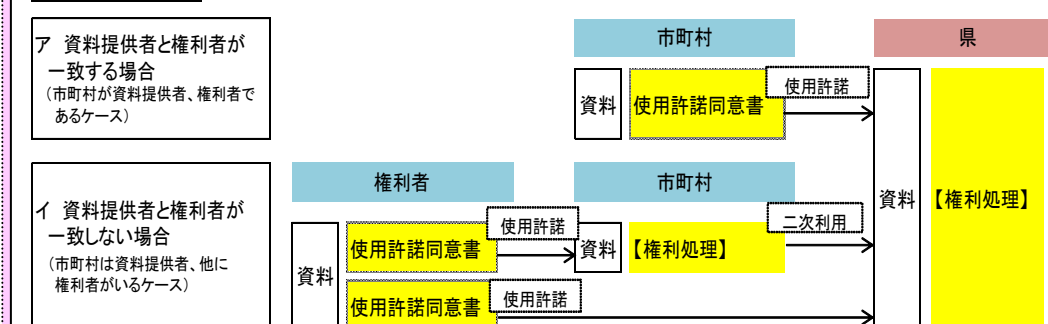
- 収集した震災津波関連資料は、収集者視点ではなく、実際に使う利用者の視点に立った上で、ウェブサイトでの情報発信及び震災津波伝承施設での展示等を中心に、防災、教育、交流人口の3つの観点到即した活用を推進

実施手順、県と市町村の役割等

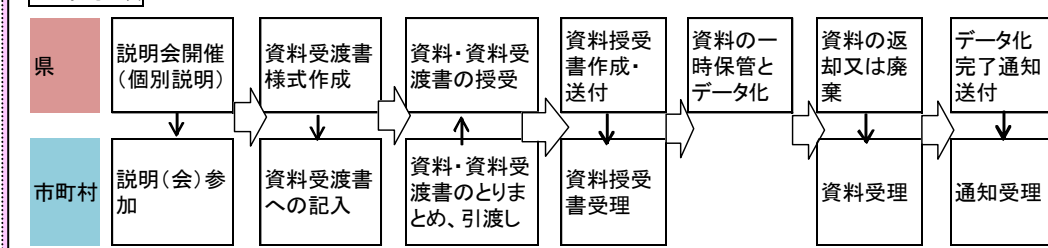
事業計画策定	県	市町村
	・事業計画の策定 ・事前ヒアリング等の実施	・事業ヒアリング等への協力

所在調査	県	市町村
	・所在調査票の作成 ・所在調査の実施	・所在調査への協力

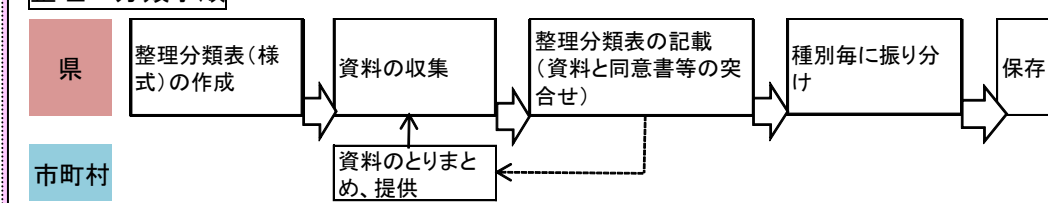
権利処理手順



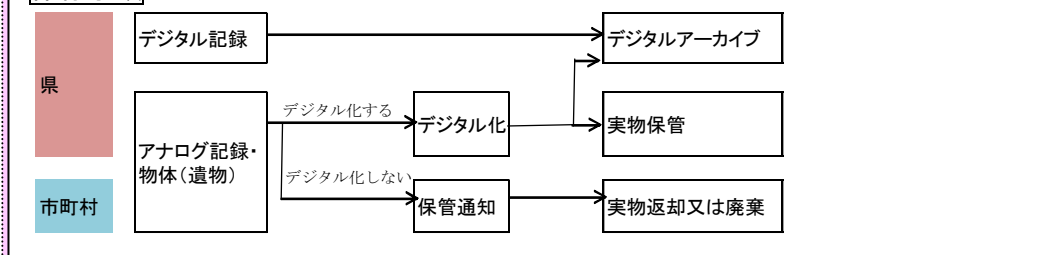
収集手順



整理・分類手順



保存手順



活用方策 県・市町村

- ・ウェブサイトでの情報発信：情報発信機能を併せ持つ目的型アーカイブ
- ・震災津波伝承施設での展示：市町村施設との連携
- ・その他：県と市町村間で、デジタル記録、アナログ記録、物体を問わず共有することで活用の幅を広げる